

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めているというにある。

2 経 過

請求人の亡夫（以下「被災者」という。）は、A県B市に所在したC炭坑で就労していたが、昭和〇年〇月〇日付けで労働基準局長から症状確認日を昭和〇年〇月〇日として「じん肺管理区分管理4、PR3/2、F(++)」と決定され、その後、昭和〇年〇月〇日には傷病補償年金第3級の2号の決定を受け、D医院で療養を続けていたが、平成〇年〇月〇日E病院に転医し、同年〇月〇日同病院において死亡した。E病院の死亡診断書によると、直接死因として「塵肺」と記載されている。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、被災者の死亡が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) F医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「呼吸症状はここ数年間変化なく対症的に外来診療を行ってきた。胸部レントゲン写真の変化も少なかったが、肺の塵肺所見の割には呼吸困難も重症化しなかった。」と述べているが、一方、G医師は、その意見書において、「胸部レントゲン上右広範囲に肺炎、胸膜炎を認める。急速に呼吸状態、全身状態悪化し死亡。じん肺を基礎疾患として呼吸状態、全身状態が悪化し死亡したものであるから、基礎疾患としてのじん肺による死亡、因果関係を認める。胃癌は死に至る状況ではない。」と述べている。

(2) H医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「胸部レントゲン写真や胸部CT写真で、著明な粒状影の進行や大陰影の出現は認められない。よってじん肺の進行は認められない。死亡に至る約1か月くらいの中に急激に全身症状が悪化していることや、大量出血はたとえ血色素量などのデータが改善したとしても、全身状態のダメージは多大なものであることから、死亡原因は胃がんによると考えるのが妥当である。じん肺に関しては、死亡に至る30年以上の間、じん肺の進行は認められていない。仮にじん肺が基礎疾患として存在しなくても、高齢者であるため体力的にも低下しており、著明な潰瘍を呈した胃がんによる大量出血が原因で、直接死因につながるものが十分考えられる。よって、じん肺と直接死因との医学的相当因果関係はないと考えられる。」旨、述べている。

(3) また、I医師は、平成〇年〇月〇日に行われた審査官からの意見聴取に対し、要旨、「平成〇年〇月〇日に熱発があり右肺炎がみられるが、肺炎の原因は、胃

がんによる輸血を要するほどの出血のため、全身状態が悪化したためと考えられる。胃がんがなければこれほど全身衰弱することはなかっただろうし、胃がんにより全身状態が悪化したことが肺炎の原因と考えられ、肺炎が死亡原因である。」と述べている。

- (4) 以上のとおり、G医師以外の医師は、じん肺と死亡との間に直接的な因果関係があるとは認められないとの見解で一致しており、当審査会としても、被災者の基礎疾病であるじん肺の進行の推移、死亡に至った経緯等からみて被災者は胃がんによる大量出血のため全身状態が悪化し、肺炎となり死亡したと考えることが妥当であると判断する。

なお、請求人は、「監督署長が述べているような大量出血などは聞いていない」と主張しているが、I医師が上記(3)の意見聴取の際、E病院のカルテを見て平成〇年〇月〇日に貧血状態により全身状態悪化し、同月〇日「オムツから溢れるほどの黒色便多量あり。」「輸血を数回行っている」と回答していること、及び同月〇日の被災者の血液検査データで赤血球数199万、血色素濃度4.9g/dlと重度の貧血が認められることより、大量出血があったことは医学的に明確であることを付言する。

以上のことから、被災者の死亡とじん肺の間には相当因果関係は認められない。

- 3 以上のとおりであるので、被災者の死亡は業務上の事由によるものとは認められず、監督署長が請求人に対してした遺族補償給付及び葬祭料を支給しない旨の処分は妥当であって、これらを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。